

月形町就学指定校変更に関する審査基準

(平成20年3月1日施行)

区分	申請理由	学 年	基 準	許可期間等	添付書類等
1	転 居	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に通学区域外へ転居したが、引き続き在籍校に通学することを希望する場合 ・災害、その他やむを得ない事情により一時的に転居する場合 	最終学年まで	
2	転居予定	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築等でおおむね6ヶ月以内に転居が明らかで、転居予定地の学校へ就学を希望する場合 	転居予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請書 ・売買契約書等
3	家庭の事情	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録地とは別のところで両親が商店等を営んでおり、その商店がある学区の学校に就学を希望する場合 ・両親共働き、父子、母子家庭等で、祖父母が下校後等養育する場合 	最終学年まで	<ul style="list-style-type: none"> ・営業許可証等（自営業の場合） ・母親等の就労証明書 ・祖父母等からの預かり確約書
			<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの家庭の事情により一時的に住民登録ができない場合 	事情解消日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・居住証明書
4	身体的・心理的理由	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱等身体的な事由により指定校への就学が困難な場合 ・いじめや不登校等心理的事由により指定校への就学が困難な場合 	教育長が適当と認めた期間	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・学校長の具申書 ・その他教育長が必要と認める書類
5	その他教育的配慮	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校の変更を受けた児童生徒の兄弟姉妹が、同じ学校を希望する場合 ・子供会等が隣接学区に属する場合 ・学区境居住者で、指定された学校より通学距離が短い学校を希望し、安全に通学できる場合 ・その他教育長が必要と認めた場合 	教育長が適当と認めた期間	<ul style="list-style-type: none"> ・その他教育長が必要と認める書類